

産業建設委員協議会記録

開 会 年 月 日	令和 5 年 8 月 28 日
開 会 時 刻	午前 9 時 58 分
閉 会 時 刻	午前 11 時 28 分
出 席 委 員 名	◎野崎隆太 ○野口佳子 三野泰嗣 井村貴志
	上村和生 北村 勝 吉井詩子 宿 典泰
	品川幸久 議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	—
担 当 書 記	森田晃司
協 議 案 件	1 市営住宅旭ヶ台団地跡地について
	2 公民館等集会施設の譲渡等に関する方針（案）について
	3 第 3 次伊勢市総合計画・中期基本計画の進行管理について
	4 （仮称）伊勢志摩地域自転車等活用推進計画（案）について《報告案件》
	5 伊勢やすらぎ公園について《報告案件》
	6 所管事業の令和 5 年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について
	7 令和 5 年 8 月 21 日に発生した水道管破損に伴う水道水の濁りについて
説 明 員	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事、交通政策課長、
	基盤整備課長、住宅政策課長、産業観光部長、産業観光部理事、
	商工労政課長、農林水産課長、農林水産課副参事、観光振興課長、
	上下水道部長、上下水道部次長、上水道課副参事、情報戦略局長、
	情報戦略局次長、企画調整課長、環境生活部長、環境課長、 教育委員会事務局参事、その他関係参与

協議経過

野崎委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに会議に入り、「市営住宅旭ヶ台団地跡地について」外4件を協議した。

次に、「所管事業の令和5年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を協議し、令和5年度の所管事業を5事業程度選定することを決定し、事業の選定については正副委員長に一任することとした。

またその後、「令和5年8月21日に発生した水道管破損に伴う水道水の濁りについて」、当局から報告を受け、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時58分

◎野崎隆太委員長

ただいまより産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議いただきます案件は、御手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【市営住宅旭ヶ台団地跡地について】

◎野崎隆太委員長

それでは「市営住宅旭ヶ台団地跡地について」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。

都市整備部長。

●荒木都市整備部長

本日は御多用のところ、産業建設委員協議会を開催いただき、誠にありがとうございます。

本日の案件は、ただいま委員長から御案内のありましたとおり、「市営住宅旭ヶ台団地跡地について」ほか、協議案件が2件と報告案件が2件でございます。

詳細につきましては担当部署から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

◎野崎隆太委員長

住宅政策課長。

●城住宅政策課長

それでは、「市営住宅旭ヶ台団地跡地について」、御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

項目 1 「土地概要」でございます。

この跡地は、桜木町地内の総面積約7,845平方メートルの土地でございます。具体的な場所は 2 ページの位置図にお示ししておりますように、桜木地蔵堂に近い、伊勢自動車道と御木本道路に挟まれた、南西向きの緩やかな斜面でございます。

次に、項目 2 の「経緯」についてでございます。

当該地は、昭和35年から37年に市営住宅旭ヶ台団地として整備されましたが、年月の経過により住宅の老朽化が進行してきたことから、平成12年2月に、入居者が退去した住宅から順次廃止していく旨を決定いたしました。令和元年5月に最後の入居者が退去したことから、翌年2月に解体を完了して更地となりました。

3 ページの計画図を御覧ください。

当該地は 5 つの区画から構成された一団の土地でございます。中央を市道桜木 1 号線が通っております。土地の有効利用を図るために、左側、西側の①と④の土地の中に波線で示している一部の市道は廃止する予定としております。

恐れ入りますが、1 ページの項目 3 「今後の予定」にお戻りください。

9 月市議会定例会に、市道の一部を廃止する議案を提出させていただきます。その後、資産経営課にて条件付一般競争入札により売却する予定としておりまして、12月に入札の参加受付を開始、翌年1月に売却の入札を行い、売買の仮契約を締結いたします。当該地の売却は、議会の議決に付すべき財産の処分に該当しますので、3 月市議会定例会に売却の関連議案を提出させていただく予定でございます。

以上、「市営住宅旭ヶ台団地跡地について」御説明いたしました。よろしくお願い申し上げます。

◎野崎隆太委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

ちょっと 1 点聞きたいんですけれども、皆さんの御努力でここまで来たというのは理解するわけなんですけれども、建物の除却が令和 2 年 2 月に終わったということでもありますから、こういった資産を早く売却をしてという時期から見ると、これでいくと 3 年 6 か月ぐらいたってしまつとるんですけれども、経過年数がこれぐらいかかるというその理由をちょっと教えてください。

◎野崎隆太委員長

住宅政策課長。

●城住宅政策課長

建物の除却の完了後、庁内各課への有効利用の意向調査を行ったり、それから、関係各

課や公有財産検討委員会、その中で跡地の利活用の方法について、利活用の方法あるいは処分方法について検討を重ねてまいりました。

また当該地は道路や宅地が土地の筆と全く一致していないという構造の混乱地域であったことから、測量、それから公図の訂正、土地の分合筆、それらによる登記簿上の整理、さらには不動産鑑定評価を行うことにも時間、期間を要していた、それらが原因でございます。以上です。

◎野崎隆太委員長
宿委員。

○宿典泰委員

売るとなれば確定して測量をするというのは、それはよく理解をしますけれども、今の既存の建物がどういう地番の上であって、どのような状況かっていうのは、もう既にこの市営団地として構成されるときに、ほとんど分かっておるんじゃないかなと、こんな気がするんですけれども、そのあたりはどうですか。

◎野崎隆太委員長
住宅政策課長。

●城住宅政策課長

そのあたりは、この団地だけじゃないんですけども、市の所有財産の場合、公図が非常に大ざっぱな形になっているというパターンがありまして、この土地につきましても、その状況でございましたのでその辺を修正するっていう作業に時間を要したということでございます。

◎野崎隆太委員長
宿委員。

○宿典泰委員

大体私が何言いたいかということとは、理解していただいと思うんですけど、やはり伊勢市の資産をある程度売れるものは売っていくと、利用できるものは再利用していこうというような方針があったと思うので、それについてこんなに3年、4年というような期間がかかっていくということになると、住宅でいうと、本来、令和3年やったら、たくさんの応募者がおったけれども、令和5年なのでっていうことで、そういう場合もあるわけですね。不動産というのはもうすごく流動的に、人気の出るときとそうでもないときとがあるので、そんなにこの土地が人気があってっていうことではないと思うんですけども、でも資産の処分にこれだけの時間がかかるということ自体もやはりそれまでの今、現存しとるこの市営住宅についても、どのような状況になっとなるのかなと、ほかにもこの対応できるような市営住宅もあるわけですね。長屋のような状況で、お一人だけおるもので、そのあたりのことが整理できないというような、非常にもったいない話だとは思

んですけれど、それについては住宅政策課も非常に苦勞して、その方との交渉もやってもらったみたいなことを以前もお聞きはしておったんですけれど、いざ資産を売却をして、市民の財産ということですから、きちっとやっていくっていうのはもうほとんどそれは正解なんですけれど、これだけの時間をかけてやっていくということで、そのことについてはもういかがかと言わざるを得んと思うんですけど、そのあたりいかがですか。

◎野崎隆太委員長
都市整備部長。

●荒木都市整備部長

今委員のほうから御指摘のとおり、約３年ほど除却してからたっておるということで、その理由については先ほど課長のほうから述べさせていただいたとおりなんですけれども、その中でも、委員おっしゃられるように、事前に分かっておる部分で整理できていたこともあったのではないかなというような御指摘もございました。

様々団地については、事情、土地の状況がありますけれども、今後、そういったことも含めて、さきに前もって計画的にできるだけ短い期間で売却できるように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎野崎隆太委員長
宿委員。

○宿典泰委員

この際ですので申し上げておくと、あとの市営住宅についても、老朽化が非常に激しいところもあったり、そうでもないところもあると思うんですけれど、きちっとそういった土地にこの建物が建っておるんやというようなことは、今現状の状況の中で確定できるわけですね。そういったことがきちっとやってあれば、もう除却したらすぐ、議会があるので当然あれですけど、一般的には、次の日からでも売却というような方向で進んでいけるので、そのあたりの調査やら確認を今現状のところを始めていただきたいと思いますんですけれど、そのあたりはどうですか。

◎野崎隆太委員長
住宅政策課長。

●城住宅政策課長

委員おっしゃられますようにほかにも幾つか、用途廃止、建物を解体する予定であっても全ての建物が解体できないので、処分ができないという物件がございます。

ただ、まだ住んでみえる方には、今後も移転をお願いしてまいりますけども、移転が全て完了していない場合であっても、可能であれば一部の跡地単位での売却これを進める。そして管理コストの削減とか、収入の確保に僅かでも努めていきたいというふうに考えております。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【公民館等集会施設の譲渡等に関する方針（案）について】

◎野崎隆太委員長

次に、「公民館等集会施設の譲渡等に関する方針（案）について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

農林水産課長。

●野中農林水産課長

それでは、資料２を御高覧ください。

「公民館等集会施設の譲渡等に関する方針（案）について」、御説明申し上げます。

施設類型別計画において、公民館等の集会施設は、令和６年度までの第１期に譲渡することとなっており、資料裏面に記載しております３８施設が対象でございます。そのうち、当協議会に関する施設は、一番下の３８番、農林水産課所管の二見健康管理増進センターでございます。

このことから、対象となる自治会等へ計画の説明を２月から５月にかけて行いました。その際、地元からは様々な御意見や御要望等をいただきましたので、その内容を考慮して、今回の基本的な方針（案）を策定しましたので、御協議願いたく存じます。

最初に１、「譲渡にあたっての基本的な考え方」でございます。

（１）についてでございますが、市が所有する集会施設の建物及び土地については、現行の用途を継承することを条件とした上で、自治会等へ無償で譲渡することとしております。

次に、（２）についてでございますが、自治会等は譲渡にあたって、財産を所有できる法人格を取得していただくこととしております。

次に、２、「建物修繕等について」でございます。

まず、（１）の譲渡にあたっての建物修繕につきましては、市において、譲渡前に施設の安全性及び機能維持に必要な修繕を実施いたします。

次に、（２）の譲渡後の建物修繕と解体等につきましては、自治会が所有する施設と同様、伊勢市自治会集会所建設等補助金交付要綱による補助金の利用が可能とします。

また、解体費用についても、要綱を改正し解体費用の２分の１が補助対象となるように考えております。

次に、３、「自治会等への譲渡が困難な場合の対応」についてでございます。

この場合、公共施設としての用途は廃止をいたしますが、自治会等が引き続き施設の使用を希望する場合は、管理主体変更により、建物が使用できる間は、自治会等へ無償で貸

し付けることができることとしております。

管理主体変更にあたり、施設の安全性を確保するための修繕を市が行った上で自治会等へ貸付けを行います。その後の修繕は全て自治会等で行うこととします。

最後に、4、「譲渡等の時期について」でございます。

自治会等における譲渡等の意思決定につきましては、令和6年度中を基本としますが、意思決定に時間を要することが見込まれる場合には、令和9年度まで最長3年間延長できることとし、その後、事務手続及び建物修繕等を完了した後に譲渡することとしております。

下段には、参考として比較表を掲載しておりますので、御高覧賜りますようお願いいたします。

以上、「公民館等集会施設の譲渡等に関する方針（案）について」御説明をさせていただきました。御協議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎野崎隆太委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

ちょっと文書だけ確認をしたいんですけども、4項目めに譲渡か管理主体変更の分かりやすいのが載っておるんですけど、令和6年度中を基本として、それがなかなか意思決定ができなかったら延長3年間をすると、その後、事務手続完了、修繕ということになると、令和9年度中ということですから、令和10年3月まで、その事務手続が完了しなかったらそれ以後、譲渡ってということになると、最大どれぐらいの期間になるんでしょうか。

◎野崎隆太委員長

農林水産課長。

●野中農林水産課長

事務手続のこともありますが、それにより指定管理の期限は令和9年度末ということじゃなくって、また5年延長することにより、その間に完了する予定としております。以上です。

◎野崎隆太委員長

宿委員。

○宿典泰委員

ということは、令和9年度からまたプラス5年間あるということによろしいですか。

僕が心配しとるのはね、今協議をやっとると、例えば令和5年度にね、ところが今、各地で人口減少で、なかなか若者がっていう状況じゃないときに、果たしてもう極論言うとならば令和15年まで引き延ばしたとしても、その結論がいかかかなと、こう思うわけですよ。今

から5年先には決定をして、事務手続やら、それ以後のその譲渡になる。修繕もやってってということで、そんなゆっくりで判断しとっていいのかなと。きちっと譲渡やら、ここで言われる管理主体決定ができなかったら、後はどうなるんやろうという話とかね。いろんなケースがあると思うので、今どんどんその人が増えとって、各地域で活動が活発ならね、移転についても、そのようなことになると思うんやけれど、そのあたりどのように想像してみえるのかちょっとお聞きをしたいんですね。

◎野崎隆太委員長

農林水産課長。

●野中農林水産課長

事務手続また地元の考え方につきましては、また地元のほうに入りまして、丁寧に説明を重ねながら、御理解を賜りたいと思っております。

また、こちらのほうに記載しておりますように、譲渡と管理主体変更という2つがありますので、その2つのどちらのほうが有効かというのも説明しながら、適切に期限までに完了できるように努めたいと考えております。以上です。

◎野崎隆太委員長

宿委員。

○宿典泰委員

これあんまり言うと総務課の話になるか分からんのやけども、やっぱり総務のほうが中心でこれをやる話だとは思うんですね。偶然これ農林水産課が管轄した二見の健康促進の建物やということでやってますけれども、総務のほうの考え方っていうのはどんな考え方してみえるんですか。私が言うたような、5年、10年先に地域はもう全然変わった様子になると思うんで、それまで引き延ばしながらやっていくということは、住民にとっては変わらず、それをやっていくんやなということでいいと思うんやけれども、行政側の態度っていうのはどのようになっていくんですかね。

◎野崎隆太委員長

教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

こちらの施設類型別計画の中で公民館等施設部会ということで、私どものほう部会長を務めさせていただきますので、お答えのほうをさせていただきたいと思います。

今回類型別計画のほうでは第1期、令和6年度末ということで地域のほうには説明をしてまいりました。

その中でも宿委員仰せのとおり、そのような地元の状況というのは私どものほうも拝察をさせていただいたところでございます。

ただ、計画のほうでは、譲渡という形になっておりますので、今回、3年という延長の

ことを最大として、やはり地域には説明をさせていただきながら、しっかりこの方針のほうを進めてまいりたいと、このように考えておりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

◎野崎隆太委員長
宿委員。

○宿典泰委員

お聞きしました。やはり各地域の地域状況がもう全然違うので、そのあたりをどのように行政側として酌み取りながら、地域のコミュニティーの場所ですから、そのあたりをどのようにやっていくかということはもう少し具体的に決めていただいたほうがいいのかなと、こんなことを思いますし、だんだん人が増えて、そこを使う人が増えるという状況ならね、私は何も言いません。そういう状況はこの中でもまれな状況だとは思っているので、そのあたりいろんなケースがあるということを前提の中でやっていただかんと、今の御答弁の中にもちょっと怪しいかなと僕は思うので、ぜひ、そのあたりよろしく願いいたします。

◎野崎隆太委員長
答弁はよろしいですか。
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長
他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【第3次伊勢市総合計画・中期基本計画の進行管理について】

◎野崎隆太委員長

次に、「第3次伊勢市総合計画・中期基本計画の進行管理について」を御協議願います。当局から説明をお願いします。
企画調整課長。

●中内企画調整課長

御説明に入らせていただく前に資料の訂正をお願いいたします。

資料4、モニタリング指標を御覧ください。

ナンバー16、伊勢市に自分のまちとしての愛着、魅力を感じていると思う割合でございますが、令和4年度の数字を「76.5」と記載してございますが、「83.3」へ修正をいただきますようお願い申し上げます。大変失礼いたしました。

それでは、「第3次伊勢市総合計画・中期基本計画の進行管理について」御説明申し上げます。

お手元の資料3-1を御覧ください。

本件につきましては、令和4年7月に策定しました中期基本計画について、計画期間の

初年度となります令和4年度が終了したことから、その進捗状況等について、御説明申し上げます。

進行管理の目的につきましては、1、「目的」に記載のとおり、毎年度、各施策における課題解決の状況や社会環境等の変化、事業や取組の進捗状況、効果等の整理・評価を行うことで、最適な事業の立案や見直し等を図りながら、計画を推進することとしております。

次に、進行管理の概要でございます。

2、「概要」に記載のとおり、(1)分野横断課題としております8つの課題、また、(2)分野別計画におけます8つの分野について、令和4年度の進捗状況等を整理・評価し、それを踏まえた今後の方向性を整理しております。

いずれにおきましても、個々具体の取組等の評価ではなく、課題や施策を単位として、その概況や方向性について整理しております。

裏面を御覧ください。

(3)モニタリング指標につきましては、施策等を検討するにあたっての基礎資料として設定したもので、令和4年度の数値を整理しております。

次に、各資料の見方について、御説明申し上げます。

資料3-2、分野横断課題の状況の1ページ、表紙を御覧ください。

基本計画に掲げます分野横断課題ごとにシートを作成しております。上段の現況・課題、及び中段の取組方針につきましては、中期基本計画に掲載されている内容でございます。

下段の主な取組・成果及び今後の取組の方向性につきましては、課題に対する令和4年度の主要な取組実績や、令和4年度の取組・成果を踏まえた今後の方向性を記載しております。

次に、資料3-3、分野別計画の状況の1ページを御覧ください。

基本計画に掲げる「産業・経済」「都市基盤」などの8つの政策分野ごとに、シートを作成しております。

中段の四角、施策評価では、施策ごとに令和4年度の進捗状況についてA・B・Cの3段階で評価を行い、その右側に、評価の根拠となります令和4年度の主な取組・成果を、さらに右側には今後の取組の方向性を記載しております。

中下段の四角、目標指標の進捗状況では、中期基本計画で定めました指標の令和4年度の実績値を記載し、それに基づき進捗状況をA・B・Cの3段階で評価をしており、その右側の進捗状況に対する説明において、数値が増減した要因等について記載しております。

1枚おめくりいただき、3ページの評価一覧表を御覧ください。

①で施策と目標指標、それぞれの評価の分布をまとめております。

表の右側の指標評価の列を御覧ください。

目標指標につきましては、Aが54.9%、Bが17.6%となっており、約7割が「達成・改善」となっている一方、C評価となりましたものが27.5%となっており、改善が進まなかったものもございました。

また、表の左側の施策評価の列を御覧ください。

施策につきましては、Aが38.2%、Bが52.9%と評価しており、全体の約9割が「進んだ」または「概ね進んだ」と評価しております。

資料３－４、モニタリング指標を御覧ください。

先ほども御説明いたしましたとおり、施策等を検討するにあたっての基礎資料とするものでございます。本日の協議においても御参考にしていただければと思います。

申し訳ございません。資料３－１の裏面にお戻りください。

各所管別対象箇所を御覧ください。

各資料について、各常任委員会及び協議会の所管を整理した表でございますので、御参照いただければと存じます。

以上、「第３次伊勢市総合計画・中期基本計画の進行管理について」御説明申し上げます。

何とぞ御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎野崎隆太委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

三野委員。

○三野泰嗣委員

ちょっとすみません。細かい言い回しのところでちょっとお聞きしたいところがありまして、資料３－２の分野横断課題の18ページ、この下のほうなんですけど、「「おもてなしの心」の醸成、多様な受入環境の整備」のところの途中から「また、バリアフリー観光の先進地として、さまざまな障がいを持つ方が快適かつ安全安心に滞在できる環境を創出し、観光振興及び共生社会の推進につなげていく」とあるんですけど、バリアフリー観光、もちろん障がいを持ってる方々にもあれなんですけど、高齢者の方や車椅子の方、けがして車椅子に乗られている方も対象にはなると思うんですけど、そういった言い回しが抜けてるのかなと思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

◎野崎隆太委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

委員仰せのとおり、記載をバリアフリー観光とは高齢者、障がい者、車椅子の利用者、また、ベビーカーを利用される方など、幅広い層の方が旅行を楽しんでいただけることを指しておりまして、障がいを持つ方だけではございませんので、文書の記載不足の部分につきましては、また追記等をさせていただきたいと思います。以上です。

◎野崎隆太委員長

三野委員。

○三野泰嗣委員

ありがとうございます。

もうちょっと、分野別計画の状況、26ページに同じようなことがありますのでそちらも

よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

すみません。進行管理シートの23ページの交通安全に交通事故の件数とか書いてあるんですけど、これは自転車の事故も含んでいるんですか。

◎野崎隆太委員長

交通政策課長。

●平見交通政策課長

はい、自転車の事故も含めた交通事故であります。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。教育活動の推進ということで進めてもらっていて、今「B」という評価になっているんですけども、今年度になってからいろいろと変化もあってヘルメットの着用とか保険のこととか、変化があったんですけど、その辺のことは今後の課題としてどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

◎野崎隆太委員長

交通政策課長。

●平見交通政策課長

そのあたり、この後御説明させていただきます計画の件もありますし、そのあたりも含めて、伊勢市だけじゃなくて広域的に、自転車の通行の安全の確保というのは考えていきたいと思っております。以上です。

◎野崎隆太委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。

もう1回。

全体に目が見えない人への配慮も必要かなとは思いますが、27ページの消費者

行政について、これ評価が「A」になってます。

消費生活相談件数が1,279件で増えたということなんですが、この指標が啓発回数ではかっているんで、相談件数ということが大事になってくるんじゃないかなと思うんですが、それでちょっとこの計画はこれでいいんですけども、実際にこの相談を行ってこうやって成果が出たことによって、未然に防いだとか、そういう結果、住民の生活にとってよい結果が現れたこととか、そういうことはどのようにつかんでいますでしょうか。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

消費者行政についてでございます。

委員仰せのとおり、やはりこちらにつきましてはまず、評価として、啓発回数というところで目標を上回ったということで、評価としては「A」とさせていただきました。

事例等も含めまして、こちらのほうにこの啓発というのは、例えばホームページであったり、あとそれから、自治会等々、あと高齢者の方々等々への出前講座、こういったところで未然に防ぐ、いわゆる詐欺と申しましょうか、そういった手口がはやってますよということを常に情報発信SNS等々も含めまして、発信をさせていただいておりますので、何より消費生活センターというのを、相談先というところでの認知度こちらの向上というのが何より必要になってこようかと思っておりますので、最近の相談を聞いてますと「こんな電話があったんやけど大丈夫だろうか」とか、あらかじめアクションを起こす前に相談をいただくといったような相談内容も増えてきております。引き続き消費生活センターの存在の認知度の向上と情報の発信、こういったことに努めていきたいというふうに考えております。以上です。

◎野崎隆太委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

いっぱい説明してもらったんやけども、結局、それでこういうトラブルが減ったとか、そういうことはあったんですか。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

どこまでその未然に防げたかっていうのがなかなか把握しづらいところでもありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、何かその消費者の方がアクションを起こされる前に消費生活センターに確認をいただくといったような事例も増えておりますので、そういったあたり、これからも啓発していきたいというふうに考えております。以上です。

◎野崎隆太委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

はい、ありがとうございます。

それから細かいこと言って申し訳ないですけど、34ページの道路・公園のところなんです、進捗状況が「B」となってます。それから上の橋梁の長寿命化のところは「C」となっております。両方とも目標に対して、実績値が2少ないということで、その説明として物価上昇の影響などによりと書いてあります。その辺は共通してどのような理由があるんでしょうか。

◎野崎隆太委員長

基盤整備課長。

●見並基盤整備課長

橋梁の長寿命化対策と公園の長寿命化対策の進捗状況の違いですけども、単年度で考えまして、橋梁のほうは、当初は41から44ということで、3橋梁を予定しておったのが42ということで1橋梁だったってことで、50%未満ということで、「C」とさせていただきます。

また公園ほうは50%以上の進捗を単年度で達しているというところで、「B」とさせていただきます。以上です。

◎野崎隆太委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

両方物価上昇の影響などによりと書いてあります。その公園のほうなんです、令和6年度と令和7年度の目標値については書いてないんですが、これは公園の長寿命化の計画をこれからつくるということで、書いてないんだというふうに理解をしておりますが、今後の計画において、この物価上昇の影響というのは、労務単価の上昇であつたりとか材料費の高騰ということがあると思うんですが、この辺について、今後、目標値の数値を設定していくに当たり、公園の計画などについても反映して、こちらの計画のほうにも目標値の設定をしていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

◎野崎隆太委員長

基盤整備課長。

●見並基盤整備課長

公園の長寿命化計画につきましては、平成26年度から始まりまして、今年度が10か年と

ということで一度終了することになります。今年度、次期計画策定のほうを進めておりますので、今年度中に計画のほうを策定したいと考えております。

また、その中で現在の物価上昇等も考慮した形の計画を策定していきたいと考えております。以上です。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

農林水産業のことから御質問したいんですけれども、担い手の農地利用の集積率とか、森林の間伐率ですか、それと港湾の機能保全対策実施の件数とかはあるんですけれども、それで「A」ということになっています。このあたりの評価が、私はいかがかなと思っておるんですけれども、そのあたりの農林水産業として「A」のような状況なのかというと、やっぱり現実には農業も高齢者が増えて、放棄地と言われる農地も増えて、農業委員会のいろいろと法改正もありましたけれども、そんな状況ですと。例えば、スマート農業をこれからやっていかないと、なかなか人材、人員の不足というのが見えますよねとかいうような話とかがあります。

それで森林もそうですけれども、今これ始まったばかりなんですよね。林業をどうするんやというのは、本来はもう30年前ぐらいから始まるとなれば別ですけれども、国の政策として非常に遅いなということは、私も感じるんですけれど、そのあたりの間伐率で果たして弾いていいのかなと、こういう話とか、港湾はどんどんハード整備が進んでいいと思うんですけれども、漁業のほうも高齢化で、なかなか漁業者も不足しとるという、不足というより、漁業をやる人が少なくなってきたおるといような現実もあって、果たして「A」評価ということで、進捗しとるのかなということを非常に感じるんですけれども、このあたりのことをお答えください。

◎野崎隆太委員長

農林水産課長。

●野中農林水産課長

1 番目の農業については私から、また、森林の関係、漁業の関係は副参事からお答えさせていただきます。

まず、指標の「A」ということですが、集積率に関してですけども、これは私ども人・農地プラン、今、法律が変わりまして地域計画という地域の農業の在り方、未来の在り方を示すものを地域の皆さんが考えていく計画があるんですけど、それにつきまして、私ども市のほうと、あとJAさんと三重県のほうと地域に入りまして話をしながら進めてまいります。

これによって、将来、大きくやられてる担い手さんにどれぐらい預けようとか、この土地は例えば、近い将来、耕作放棄地になりそうだから、預ける方向で考えようかという

のを進めております。それによって集積率が進んできたということを考えておりまして「A」評価を上げさせてもらいまして、また指標のほうもそれを使わせてもらっております。

なぜ集積率かといいますと、結局今って課題がほかにも後継者不足とか、今おっしゃられた耕作放棄の問題もあるんですけども、それらを全て人・農地プラン、地域計画によって進めていきますと、集積率が上がっていくというふうになっておりますのでこれを取上げさせてもらいまして評価させてもらっているところでございます。以上です。

◎野崎隆太委員長

農林水産課副参事。

●徳田農林水産課副参事

林業の間伐率のほう、また港湾の整備のほうについては私のほうからお答えさせていただきます。

確かに森林経営管理制度というのが令和元年度から始まりまして、なかなか今年度からやっと間伐というふうに森林整備に入るところでございます。

また、間伐率におきましては、今後、令和5年度から着手しまして、加速して森林整備を進めていくところでございます。また、横断的分野の課題としましても、森林の適正管理保全を進めるといったことも掲げておりますことから、伊勢市全体を見据えまして、CO₂吸収等を加味しまして森林の間伐率を目標に掲げているところでございます。

また、漁港の機能的保全の対策の実施数でございます。令和6年度をもちまして、一定の整備は終わるわけではございますが、確かに高齢化等進んで担い手が減っていく現状ではございますが、やはり漁港というのは、水産業の最も基盤となる施設でございますことから、保全対策を進めるとともに水産資源の確保に努めていきたいといったところから、目標を設定しているところでございます。以上です。

◎野崎隆太委員長

宿委員。

○宿典泰委員

評価の仕方っていうのはいろいろと目線があるとは思いますが、一般的に伊勢市全体を見回したときに、農業・林業・水産業がそういうAランクという言い方はいけませんけれども「A」評価をいただいとるような状況かという、僕はそうではないかと違うかっていうことですね、全体でいくと。この間伐にしても、神宮林の間伐が進んだことって書いてありますよね。これはもう神宮さんはすごい神宮林の自分たちの領域っていうのはもう本当に境界の問題から、間伐のことから非常にやっていますから、それをするのは当たり前で、そういうことをきちっとやっぱり評価をしていかないといかんのかなと。だから、例えば、評価がA、B、Cだけでやるけど、私から言うたら、「B+」ぐらいにしといたらどうやと、「A」へまだ行ってないよと、やっぱりそれぐらいの気持ちでこの評価をやらないと、何かもう完了したかのような話ですし、この表を見ても、34.8から35.1

になりましたって言うて、このコンマ幾つがどのように伊勢に影響しとんのやということ
を多分言えないと思うんですよね、何かそれで収税が上がったんか、林業を始める人が増
えたのか、何か間伐をしてそれで収益を得た人がいるのか、ちょっとそのあたりという、
この評価の在り方っていうのはきちっとしてもらったほうがいいんじゃないかなと、気持
ちは分かります。分かるけれどもそういうことを言いたいなと、こんなことを思います。
ですので、やはり評価のやり方についても、もう少しやっぱり厳しい目で見てもらったほ
うがいいんじゃないかなと、ただ私らは「B」になったから「B」を責めとるわけじゃな
いんですよね。やっぱり、自己評価というのをきちっとやらないと、議会や市民の人に見
せるので「A」にしましたということでは困ると、そうではないとは思いますが。や
っぱりそのあたり、現実とのギャップが随分あるなということを感じてます。

あとの商工とか観光、就労の関係もものすごく「A」がありますけれども、伊勢独自の
悩みが就労の関係でも非常にあって、そういったところの目標値の決め方っていうのもど
うなんかなということも非常に感じるので、例えば観光が何で「A」になったのかって
いうことをもう少しちょっと評価をお聞きをしたいと思うんですけれど、教えていただけま
すでしょうか。

◎野崎隆太委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

観光の「A」評価ということでございます。

ここにつきましては、本市における観光の代表的な存在であります神宮の参拝者数を本
市の観光客数としておりまして、その数値を指標として目標に達成したということで「A」
評価としております。また、この数値につきましては、過去から20年周期で数値を捉まえ
ておりまして、前回の第62回神宮式年遷宮の後の年数経過とともに減少等も想定されたり
ということで、過去の動向も含めてこの数値というものを代表的な指標として、今のとこ
ろ目標値と設定しておるところでございます。以上です。

◎野崎隆太委員長

宿委員。

○宿典泰委員

やっぱり神宮の参拝者数が基本に、ずっとこれで来ておりますけれども、それはそれで、
宇治地区であったりとか外宮のところでのにぎわいというのは、一つの指標で、参拝者の
増減で分かるんですけど、中心市街地の活性化ということで、観光からという話をした
ときに、中心市街地の活性化とはちょっとかけ離れたところにあるわけですよ。そのあた
りの評価というのがどこにも出てこないのに、ここだけの話で「A」評価をされとるとい
う観光として、そのあたりはどう捉えとんのかちょっとお聞きをしたいと思います。

◎野崎隆太委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

すみません、本計画におきましては、まず、神宮参拝者数という大きな数字を記載させていただいておりますが、観光振興基本計画におきましても、観光地の平均立ち寄り箇所数でありましたり、市内宿泊者数、入り込み客数、あと消費額、満足度などを指標として、計画のほうを策定してございます。御理解賜りますようお願いします。

◎野崎隆太委員長

宿委員。

○宿典泰委員

やっぱり神宮の参拝がもう中心になるということならば、この観光のところについては、やはり幾つかの方針の目標値を、違う方向もやはりきちっと並べておくっていうことも必要なのかなということをすごく感じます。

就労と雇用のことで、ちょっとお聞きをしたいんですけれども、現実令和3年度より高かったということでありますけれども、この評価の中の「A」というのは、どのように現状はなっておるんですか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

就労・雇用に関しましてはこちら資料記載のとおり、いわゆるハローワーク伊勢の有効求人倍率というところで記載させていただいております。

目標値1.0と申しますのも、平成20年代前半ですと1.0を切るような状況でございました。10年ほど前になってきますので、大分前ですけれども、平成20年代後半から、1.0を超えてくるような数値、一番最近ですと、平成30年度で年度の平均1.73というところで、一番大きな数字を出してるわけですが、やはりこれがコロナで、令和2年度に1.07までまた落ち込んだ、こういった傾向もある中で今、ようやくまた、ちょっと戻ってきたというところというふうに理解はさせていただいております。

なかなかコロナが明けまして若干、市内の景況調査におきましても、飲食業それから卸売業といったところで、上向きというところの御意見も頂戴しておりますけれども、なかなかやはりこの物価高というのも続いておりますので、ちょっと楽観視はできないというふうには考えております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

宿委員。

○宿典泰委員

この表、いろんな方向から出していただいてるけど私はすごく見にくいんですよ。というのは、今私が言わせていただいとるのは28ページの4の就労・雇用で「A」が出てますよということですけど、実際には、27ページには、違う案件の中で、「B」ということを出しとるわけですよ。だから、伊勢市全体のことを確認していこうとなると、このあたりで、担当の方はそれぞれ主要課題があるんやからそれに対してはお答えしとるんだとは思ふんやけれども、そのことが全体をこう見えなくしとるというのか、見にくくしとるというのか、それなら伊勢市全体で、どういう状況かっていうことをもう一度、評価する場所もあっていいかなとこんなことを思うんですけど、ちょっとそのあたりの表現の仕方ということについても、非常に私は難しいなとこんなことを感じております。

総合計画のほうはすごく単純に書かれておるので、分野別等課題だけ上げて、評価については、ここでやるということなんですけれど、そのあたりのことを今後どのようにしていくかな、多分総務でも教民でも個々の一つの事業についてのA・B・Cはつくんだとは思ふんですよ。でも、伊勢市全体で、住みやすさとか、子供の預けやすさとか、観光のやりやすい、やって非常に便利だとか、いろんなことが増えてますけど、そのあたりの評価ということをきちっとやって全体がこう見えなくなってしまうっていうようなことを非常に感じるので、そのあたりは担当課でもう一度お話しいただくということが必要かなとこんなことを感じてます。そのあたりどうでしょうか。

◎野崎隆太委員長

企画調整課長。

●中内企画調整課長

ただいま進行管理の仕方と申しますか、この資料の作り方での御指摘、御意見と認識をさせていただきました。

今こちらの表につきましては、総務計画、各指標を定めさせていただいておりますので、その数値の改善が見られたのかということの一つは表現をさせていただきつつ、また、先ほど来おっしゃっていただけてます、例えば観光、農林水産業といったような単位におきまして、指標の動きだけでなく、それ以外の、ここに表現してない指標でありましたり、もしくはは定性的な評価、住民の声といったようなことも踏まえた中で、それぞれの施策、観光でありましたり、農林水産業でありましたりが、どのような進捗として、当局として評価するかということを、先ほどで言いますと、この産業・経済で言いますと、25ページから27ページのほうの評価としてつけておるところでございます。

また記載の方法につきましては、ちょっとページが飛ぶということでありましたり、そのあたりは十分御理解いただけるような表現ができてないというようなところもあるかと思っておりますので、今後の資料体裁といいますか、などについてはまた検討をしてみたいと思います。以上です。

◎野崎隆太委員長

宿委員。

○宿典泰委員

大方お答えいただいたんですけれども、この総合計画には大まかにいろいろと分野別で載ってます。

もう、あなたも分かってみえるように、政策、施策があって、各細かな事業があると、この細かな事業を実際には評価していかないと施策の評価にはならんじゃないですか。

だから、施策の評価が「A」っていうんやけども、10個ぐらいある各事業を眺めてみたら、その中では「C」ばかりやったっていうこともあり得るんじゃないかなとこんなことを私は思うわけですよ。

これで見ると、「B」もあり「A」もあるんだけど、それはやはり本当に伊勢市全体の中で、この政策としたものが、本当に全体として上がったのかどうかっていうのが最終のランクづけやと思うんですよね。分かりますか、僕が言わせてもらっとるの。いやそのあたりのことが、これでは全然見えないなっていうことを申し上げとるんですよ。どうですか。

◎野崎隆太委員長

情報戦略局長。

●鳥堂情報戦略局長

ただいま委員御指摘をいただきました点につきましては、やっぱりおっしゃって、御指摘いただくとおり、じゃあ全体としてどうなんやって、方向性としてどうなんやというところの評価がやっぱり重要になってくると思います。

今私どもが御提示させていただいてるこの考え方も中にはありなんやというふうに考えております。こういった中で、今の御指摘をいただいた部分も、また、次の評価の仕方という観点で、こういった見方、いろんな見方があってする中で、全体としてどうなんやというのを評価できるような、そういった形を研究させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

会議の途中でありますが、11時まで休憩をいたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

◎野崎隆太委員長

休憩前に引き続き会議を続けます。

【（仮称）伊勢志摩地域自転車等活用推進計画（案）について《報告案件》】

◎野崎隆太委員長

続いて報告案件に入ります。

「（仮称）伊勢志摩地域自転車等活用推進計画（案）について」当局から報告をお願いします。

交通政策課長。

●平見交通政策課長

それでは、「（仮称）伊勢志摩地域自転車等活用推進計画（案）について」御報告申し上げます。

資料４－１、１ページを御覧ください。

１の「策定の目的」でございます。自転車活用推進法において、市区町村の計画策定は努力義務となっておりますが、伊勢志摩地域を通過する太平洋岸自転車道がナショナルサイクルルートに指定され、計画策定により施策を講じること、また広域で連携していくことが必要となってきております。このことから自転車利用環境、観光、交通安全など、あらゆる分野で自転車が総合的かつ計画的に活用されるために、伊勢志摩地域８市町で連携して自転車活用推進計画を策定するものです。

２の「策定の経過」でございます。平成28年に自転車活用推進法が成立してから、国、県が順次計画を策定し、令和３年に太平洋岸自転車道がナショナルサイクルルートに指定されました。令和４年には当地域で計画を策定するための協議体として伊勢志摩地域における自転車等活用検討会が設立され、これまで３回の会議を開催し議論を重ねております。

３の「主な内容」でございます。（１）計画期間でございますが、令和６年度からの５年間としております。

（２）計画の位置づけでございますが、８市町における自転車に関する施策・事業の最上位計画としております。

２ページを御覧ください。

（３）計画の方針でございますが、自転車利用環境の形成、サイクルツーリズムによる観光地域づくり、サイクルスポーツの振興等による健康長寿地域づくり、自転車の安心・安全利用の促進の４つの方針に基づいて、合計34の取組について実施することとしています。

（４）計画の推進でございますが、毎年度取組の進捗管理を行い、検討会において確認・検証を行い、次年度の取組へ反映させていくこととしています。

恐れ入りますが、資料４－２を御覧ください。こちらが（仮称）伊勢志摩地域自転車等活用推進計画（案）でございます。

１ページを御覧ください。

第Ⅰ章には、背景と目的、位置づけ、対象地域と計画期間について記載しております。

２ページを御覧ください。

第Ⅱ章には、伊勢志摩地域における自転車を巡る現状と課題を、自転車利用環境、観光、

スポーツ、健康、安心安全利用の観点で16ページまで整理しております。

飛びまして17ページを御覧ください。

第Ⅲ章には、伊勢志摩地域が目指す姿、方針、目標を記載しております。目指す姿を「自転車文化漂う道路利用者にやさしい地域」としております。また、目指す姿実現に向け、先ほど御説明した4つの方針と目標を掲げております。

18ページを御覧ください。

第Ⅳ章には、広域的な施策と取組として、先ほどの4つの方針に基づいた10の施策と34の取組について19ページにかけて整理しております。また、次の20ページから32ページにかけては各取組内容について具体的に記載しております。

飛びまして33ページを御覧ください。

第Ⅴ章には、計画の推進体制として、推進体制、成果指標、フォローアップ、今後のスケジュールについて34ページにかけて記載しております。

恐れ入りますが、資料4-3を御覧ください。

こちらは推進計画における34の取組の1つである自転車ネットワーク計画（案）になりますので後ほど御高覧ください。

資料4-1、2ページにお戻りください。

最後に4「今後のスケジュール」でございます。現在、各市町の議会において任意ではありますが報告を行っております。11月頃にはパブリックコメントを実施し、最終案を2月頃開催予定の第4回企画部会に諮り、今年度中の策定を目指しております。

以上、「（仮称）伊勢志摩地域自転車等活用推進計画（案）について」御報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎野崎隆太委員長

本件は報告案件ではありますが、初めて出てきた計画ということもありますので、皆様から忌憚のない御意見をいただければと思います。

御発言がありましたらよろしくお願いします。

上村委員。

○上村和生委員

すみません。資料4-3、細かいところから入ってって申し訳ないんですけども、4ページのところに道路整備のこと等々が書いてあると思うんですけども、やはりこれ自転車が増えると、車との接触、また歩行者等との接触というのも考えられる、増えてくる可能性があるんじゃないかなと思って心配するところでもありますけれども、それにはやっぱり道路整備というのが基本になってくるのかなと思うんですけども、この道路整備も併せてこれ5年間の中でやっていこうということだと思うんですけども、自転車の走るところの整備の3パターンA・B・Cみたいなことが書かれとるわけなんですけれども、この辺のところをもう少しだけ教えてください。

◎野崎隆太委員長

交通政策課長。

●平見交通政策課長

こちらにつきましては、いわゆる道路を造るときの道路法に基づく道路構造令の幅員とか速度とはまた別で道路交通法の関係の法定速度になるんですが、一番左の「A」の自動車の速度が高い道路、これ速度が50キロ以上ということで、ほぼ国道、県道ということで非常に通行量の多い道路、こちらについては車道と分離するような自転車道を整備していきましょと、逆に一番右側の「C」、これ法定速度が40キロ以下で、交通量が4,000台以下ということで、市道はほぼこのカテゴリーに入るかと思うんですが、そちらについては現道の車道の中で矢羽根とかピクトグラムとか路面表示で視覚的に分離していこうというのが「C」となっております。

どちらにも当てはまらない部分については真ん中の「B」で、自転車専用通行帯ということでこれは車道とは分離せずに、車道の中に1.5メートルから1メートルの幅員を確保して、そこも自転車の通行空間として整備していこうということで、この3パターンでガイドラインのほうは策定されております。以上です。

◎野崎隆太委員長

上村委員。

○上村和生委員

分かりましたけれども、となると、今現状ある道路、市道、県道、国道含めてですけども、総幅員というのは変わってくる可能性が、そこ工事なりなんなりということが発生するということなんですか。その辺ちょっと教えてください。

◎野崎隆太委員長

交通政策課長。

●平見交通政策課長

そちらについては参考に9ページを見ていただきたいと思いますけれども、こちらは太平洋岸自転車道、全線13の区間に分けて整理しているんですが、全て国道、県道になります。

真ん中に整備形態とあるんですが、いわゆるこの整備形態がこの道路の法定速度であったり、交通量にふさわしい整備形態がA・B・Cということで記載をしております。

しかしながら、これ5年間で一気に国道、県道、幅員広げて自転車道、自転車専用通行帯を造れるかというのと、これ現実的に不可能ですので、現在の状況を暫定形態ということで隣に「C」ということで記載をしております。

将来目標という形で優先度ということで、その隣に短期、中長期ということで記載しているんですが、現時点ではなかなか短期では難しいよ、しかしながら、一番右の当面の整備形態ということで、視覚的に分離していきましょ、矢羽根を引いていきましょ、ピクトグラムを引いてきましょ、路肩を広げるような検討をしていきましょというようなことで、当面の整備形態を整理しております。

各市町ごとで検討した結果が後ろの42ページから45ページに記載をしております、こ

ちらも先ほどの御説明と同じような形で整理のほうをしております。

ただ、これで完成形ということではなくて、あくまで今回は機械的にピックアップした路線でありますので、今後5年間かけて、ブラッシュアップしながら、新たに入れる路線であったりとか、抜いていく路線であったりとか、そのあたりを検証しながら、よりよい環境整備ということで現在考えております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

上村委員。

○上村和生委員

分かりました。中には、道路工事、幅員を広げて、道路の総幅、幅員のほうを広げていけないかともあるから、5年間ではできないかも分かんけれども、そのあとも計画的に、中長期の中でやっていくという考え方っていうことでよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

1点だけ少しお願いいたします。先ほども総合計画のところでもお聞きいたしましたが、自転車の関連の事故が13ページによりますと、発生件数のうち5%前後を推移しておるといことで、そのこと、また、死亡事故も近年増加をしておると書いてあるんですが、その辺のことも踏まえて、この路線を選んでもらってあるんですが、どこの路線が事故が多いとかそういう調査もなされてますでしょうか。

◎野崎隆太委員長

交通政策課長。

●平見交通政策課長

そのあたりについては、警察署のほうで、サーバー上に全部データがあって、この地区でどういう事故が多いという調査をすれば全て出てきますので、今の段階で、手元にはどこが多いって持ってないんですが、それはすぐ調べることはできる状態になっております。

◎野崎隆太委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

やはりこの自転車のことを進めるに当たっては誰でもこの安心安全ということをもまず道路の整備についても危険箇所についてもそうですが、考えることであると思いますので、

まだ、つかんでいないってことなんですけど、そういうことは早急につかまれ調査していただいて、またその対策についても考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

ちょっと財源のことだけ聞きたいんですけども、今後いろいろな事業としてこうやっていくということになると、国・県・市のほうの財源的な根拠はどのようになっているのでしょうか。

◎野崎隆太委員長

交通政策課長。

●平見交通政策課長

この法律、計画でこれも全国的に悩ましいところなんですけど、なかなか補助金等でフォローされてない部分があって、なかなか計画策定も進んでない部分があるんですけど、ただ、数少ない補助金の中でハードの部門でいきますと、社会資本整備総合交付金ですかね、そちらのほうは自転車活用推進計画、自転車ネットワーク計画の中で、路線を上げるとおそろく余分に幅員が増えた分だけだとは思いますが、プラス5%の補助率ということで、県のほうから伺っております。

あとソフトの面でいきますと、その南部地域活性化基金というのがあります。県単補助なんですけど、そちらについてはこの伊勢志摩地域、充当できるんじゃないかということで議論をしておりますし、あと定住自立圏、これは伊勢市は満額使っているんですけど、特別交付税について、各市町村枠がありますので、それを充てることができる。

あと観光の面で今現在の高付加価値事業なんかも、フィットする事業があるんじゃないかということで現在検討しております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

宿委員。

○宿典泰委員

プラス5%っていうのは幾らぐらいになるんですか。

◎野崎隆太委員長

交通政策課長。

●平見交通政策課長

全体事業費の中での５％、今は５０％ですかね。それが５５％になるということになります。

〔「幾ら」と呼ぶ者あり〕

●平見交通政策課長

例えば、１億円なら５％、５００万円という形になります。

◎野崎隆太委員長

事業費は出ないんですね。

●平見交通政策課長

そうですね。まだ、そういうミクロな検討はしてませんので、以上です。

◎野崎隆太委員長

宿委員。

○宿典泰委員

いや、ただ整備を進めていこうといったときには、お金の問題すぐ出ますよね、問題としては。そのことが非常に心配なので、今もう県道なんかに青いなんか三角マークみたいなものがついて、これがそうなんやなと思いながら、車を走らせとんのやけども、それがもっともこのルートに基づいて工事が入るということであれば、積算もしながら、大体、５％で賄いができるんかどうかも検討していかないかんのとちやうかなとこういうことを思ったので、額まで聞いたのがそういうことなんですけど。

◎野崎隆太委員長

交通政策課長。

●平見交通政策課長

今現在上がっている抽出路線については国道、県道ですので、現在、私どものほうで、国道、県道の工事費の試算まではちょっとしてないんですが、先ほど御説明させていただいたように、現在ピックアップしている市道、町道については、全線、「Ｃ」路線ですので、車道混在になりますので、路面表示ということは区画線の予算ということになりますので、委員おっしゃる内容でしたら区画線の延長を把握しておいて、その予算が幾らかっているのはつかむべきかなということは思うんですが、現在その市道について、工事して幅員を広げるという路線についてはネットワークでは抽出はしておりません。以上です。

◎野崎隆太委員長

宿委員。

○宿典泰委員

分かりました。ありがとうございます。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢やすらぎ公園について《報告案件》】

◎野崎隆太委員長

次に、「伊勢やすらぎ公園について」、当局から報告をお願いします。

都市整備部参事。

●濱口都市整備部参事

それでは、「伊勢やすらぎ公園について」御報告申し上げます。

資料5を御覧ください。

1の「伊勢やすらぎ公園の開設経過」としましては、昭和48年に市が墓地行政を推進するため、財団法人伊勢市霊園公社を設立し造成を行っており、この度、令和5年4月に公益財団法人伊勢市霊園公社に移行しました。本年6月6日の教育民生委員協議会において報告したとおり、伊勢やすらぎ公園のあり方については関係部署で協議検討を行ってまいりました。

2の「伊勢やすらぎ公園のあり方」でございますが、市が墓地行政を推進する一つの手法として、伊勢市霊園公社が墓地公園を整備したものであります。墓地の経営主体は地方公共団体が原則となっております。現状では、墓地以外の緑地や道路等、本来市が管理すべき部分については、都市公園法に基づく墓園として、適切に管理をしていきたいと考えております。

3の「伊勢やすらぎ公園の管理区分」についてでございますが、裏面を御覧ください。管理区分については、グレーで表示し公園と記載しております箇所を都市公園として市が管理し、それ以外の箇所については、これまでと同様に管理してまいりたいと考えております。

もう一度表紙へお戻りください。

4の「今後のスケジュール」は、公益財団法人伊勢市霊園公社と管理協定の締結を行い、12月議会に都市公園条例の一部改正を承認いただいた後、都市公園として供用開始を行いたいと考えております。

以上「伊勢やすらぎ公園について」を御説明しました。御協議賜りますようお願いいたします。

◎野崎隆太委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

宿委員。

○宿典泰委員

今説明をしていただいて、やすらぎ公園内の墓地と墓園の区分けをきちっとしていくということで、その考え方は僕はもう理解しました。

ただ、この図面がざっくりした話で、公園として都市公園とするところってというのが山また、傾斜の部分だと思うんですけど、ここは何か都市公園として改めて何か計画するんですか。

◎野崎隆太委員長

都市整備部参事。

●濱口都市整備部参事

公園整備というのは特に現時点では考えてはおりません。

◎野崎隆太委員長

宿委員。

○宿典泰委員

そうすると、市道と書いてある市営住宅へ行くちょっと太線のところの法面ということもこれは市が管理をしてますよね。

◎野崎隆太委員長

都市整備部参事。

●濱口都市整備部参事

この市道部分の法面、今現在、一部管理はしております。一部というか、道路の法面部分です。

◎野崎隆太委員長

宿委員。

○宿典泰委員

非常にこの法面が莫大にあって、これの管理を市がやっていくということですけど、別にこれ予算を持たないかんような話に除草を含めて管理をしていくということになってくるので、そのあたりのことまで確認を今後していくことになるんですか。

◎野崎隆太委員長

都市整備部参事。

●濱口都市整備部参事

現在、公社のほうで管理しておる部分、園路とか、法面の部分になるんですけど、今、

年間約300万円の委託料を支出されております。それを参考に同程度の費用が支出されると予定しております。

◎野崎隆太委員長
宿委員。

○宿典泰委員

私もその300万円で済めばって言い方するといけませんけど、市のほうのきちっとした管理としてやっていくという以上は、それ以上のことがかかるのではないかなということを非常に危惧します。

今までこう曖昧になっておったところがね、公社との関係がきちっとできるということやから、もうそれは僕は前向きにいい話なんだろうなとこんなことを思うんですけど、これだけではなくて、やっぱり現場へ入って見たら、これはどっちやというのが出てくるんじゃないかなとこんなことを思うんですよね。管理上の話ですよ。今までは公社がそれなりにやっておったことは、もう今度は行政側でやっていくということになるんですけども、そのことも行政側も飲み込んでやっていくということになるんでしょうか。

◎野崎隆太委員長
環境課長。

●山本環境課長

今後、この議会の報告後に霊園公社のほうと管理協定のほうを結んでいく中で協議する課題だと思ってます。以上です。

○宿典泰委員
ありがとう。

◎野崎隆太委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長
発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【所管事業の令和5年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について】

◎野崎隆太委員長

次に、「所管事業の令和5年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を御協議願います。

本件につきましては、主要な事業について、常任委員会別に執行機関から事業の進捗状況や予算の執行状況等について、例年報告を受けております。

昨年度は11月21日に実施し、5事業について御報告をいただきました。過去の選定事業については、資料6-1、年度別選定事業表のとおりです。

今年度も5事業程度を選定し、12月定例会までに実施することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

今後の進め方でございますが、委員の皆様から報告の対象としたい事業がありましたら、9月4日、月曜日までに正副委員長、または事務局の担当書記へ御連絡を願いたいと思います。

参考として資料6-2、令和5年度歳出予算款別説明表を配付させていただいております。

委員から希望された事業等、正副委員長において、5事業程度を選定し、9月定例会中の常任委員会で決定したいと思います。併せて閉会中の継続調査の申出も決定したいと思います。

この件について、委員の皆様から何か御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、本件については、5事業程度を調査することとし、当局から報告をいただく事業の選定については、正副委員長に御一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【令和5年8月21日に発生した水道管破損に伴う水道水の濁りについて】

◎野崎隆太委員長

以上で本日御協議いただきます案件は終わりましたが、委員の皆様から、先日8月21日に発生しました、水道管の事故について御報告をいただきたいということで、申出がありましたので、この場での御報告を願いたいと思います。

上下水道部長。

●成川上下水道部長

先週、水道水の濁りが発生した件につきまして、現時点では解消したものと判断しておりますが、濁りの影響が広範囲にわたる可能性があるということで、広く広報もさせていただきました。

実際に濁りは発生したわけでありまして、市議会の皆様、また市民の皆様には、多大な御不便、御迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

これまでの経過につきまして、その概要を担当より御説明させていただきますので、よ

ろしくお願いします。

◎野崎隆太委員長

上水道課副参事。

●服部上水道課副参事

それでは概要について御説明させていただきます。

概要でございますが、8月21日、月曜日、午後4時30分ごろ、神田久志本町の旧消防本部付近におきまして、下水道の推進工事により、合計500ミリメートルの水道管を損傷させたため、水道管の緊急修繕を行うこととなりました。

修繕には、破損した場所の水を止める必要がございます、これに伴いまして、周辺の水道管の流れが変化し、濁りが発生する恐れがあることから、コンピューターのソフトにより解析を行ったところ、倉田山、厚生、港、伊勢宮川、御薮中学校の約1万5,000世帯、約3万2,000人に影響があると推定されました。

このことから、市民への対応といたしまして、8月22日、火曜日の午後5時にホームページ、防災メール、LINE、フェイスブックなどで周知を行いました。

8月23日、水曜日から8月24日、木曜日にかけて、尾上町、岩渕1丁目から3丁目、岡本1丁目の7世帯から濁りが発生したとの通報がありまして、本管につきましては、濁り防止のための洗管作業を行いまして、濁りのあった世帯につきましては、濁りがとれるまで水を流していただくなどの措置を行いました。

8月24日、木曜日の正午には、おおむね解消したと判断したことから、午後2時に濁り解消の周知をホームページにて行いました。以上が経過でございます。

◎野崎隆太委員長

ただいまの報告につきまして、何か御発言はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

以上で報告を終了とさせていただきます。

以上をもちまして、産業建設委員協議会を閉会をいたします。

閉会 午前11時28分